

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年6月29日

東京都港湾局長 松川 桂子

1 入札内容

- (1) 件名 所有地の売却
- (2) 物件の表示

物件番号	所在	地目	地積
①	江東区新木場四丁目12番59	宅地	666.41 m ²

- (3) 最低売却価格 198,000,000円

2 入札物件の利用条件

- (1) 工業専用地域に建築できる施設のうち、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める駐車場業を営むための施設を除いた施設を建築すること。
- (2) 江東区内における現事業所の事業を廃止して買受地に移転し、買受地において事業を開始した後は、移転の対象となった土地（以下「跡地」という。）を、買受地における事業と同一の事業を行うための用地として使用しないこと。又は、江東区内における現事業所の施設等の一部を廃止して買受地に移転し、買受地において事業を開始した後は、跡地を、買受地に移転した施設等と同一の施設等を配置するための用地として使用しないこと。
- (3) 買受地に移転後、買受地において引き続き従前と同じ事業を営むこと。
- (4) 買受地に移転後、跡地周辺の環境改善を図ること。
- (5) 買受地の地域のまちづくりに寄与する施設等を設置すること。（例：利便施設（自動販売機）等）
- (6) 施設の整備及びその運営に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、周辺環境との調和を図ること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、2に示す入札物件の利用条件の全てに適合する利用を行うことが確実と認められる者であることのほか、入札参加申込時点において、次の全てに該当する者であることが必要である。

- (1) 江東区内で、自ら事業を営んでいる者であること。
- (2) 買受地の売買代金及び施設建設に係る費用の支払能力を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に該当する者でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役員又は構成員でないこと。
- (5) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) (4)及び(5)に掲げる者から委託を受けた者並びに(4)及び(5)に掲げる者の関係団体及びその役

職員又は構成員でないこと。

- (7) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項に基づく排除措置期間中の者でないこと。
- (8) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (9) 入札参加申込みをした日から過去 1 年間の法人税、消費税又は法人事業税を滞納している者でないこと。
- (10) 法令等を遵守し、公正で誠実な企業倫理に基づく事業活動を行っている者であること。

4 契約条項を示す場所、入札参加要領（申込書付）の交付場所、入札参加申込みの場所並びに問合せ先

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第二本庁舎 9 階中央
東京都港湾局臨海開発部誘致促進課契約管理担当
電話 03-5320-5565

5 入札手続等

(1) 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、令和 5 年 9 月 27 日（水）から同年 10 月 3 日（火）まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第 10 号）第 1 条第 1 項に規定する東京都の休日を除く。）の午前 10 時から午後 4 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）の間に、申込書等を 4 の場所へ持参により提出しなければならない。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 期 日 令和 5 年 12 月 8 日（金）
- イ 入札時間 午前 11 時から午前 11 時 10 分まで
- ウ 開札時間 入札締切後即時
- エ 場 所 東京都庁第二本庁舎 9 階中央 9 B 会議室

(3) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金

入札参加者の見積もる入札金額の 100 分の 3 以上の入札保証金を、持参人払式小切手（振出しの日から起算し、8 日を経過していない小切手）をもって納付するものとする。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び「一般競争入札による所有地の売払い入札参加要領（江東区新木場四丁目 12 番 59）」に違反した者のした入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

落札者は、東京都の最低売却価格以上の価格で入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者とする。

(7) その他

詳細については、「一般競争入札による所有地の売払い入札参加要領（江東区新木場四丁目 12 番 59）」による。

6 その他

入札物件は、事情により予告なく入札を変更し、又は入札を中止することがある。
なお、この場合、入札参加に要した費用（調査費等）は補償しない。